平成 23 年 5 月 13 日

会社名　　東洋インキ SC ホールディングス株式会社
代表者名　代表取締役社長　北川　克己
（コード番号　4634　東証第一部）
問合せ先　グループ総務部長　　野邊　俊彦
電話　　03-3272-5731（代表）

大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の更新のお知らせ

当社は、平成 20 年 5 月 16 日開催の当社取締役会において、特定の株主又は株主グループによって当社の株式の一定規模以上の買付行為が行われた場合の対応策（以下「原施策」といいます。）の具体的な内容を決定し、同日付で公表いたしました。また、平成 20 年 6 月 27 日開催の第 170 回定時株主総会において、買収防衛策の導入等に関する定款変更議案及び原施策の導入に関する議案は、承認可決されました。原施策の有効期間は、平成 23 年 6 月開催予定の第 173 回定時株主総会終結の時までとなっています。

当社は、その後も、社会・経済情勢の変化、買収防衛策に関する議論の進展等も踏まえ、当社並びに当社の子会社及び関連会社（以下、当社と併せて「当社グループ」といいます。）の企業価値及び株主共同の利益を維持・向上するための方策としての原施策の継続の是非や内容について更なる検討を行ってまいりました。

当社はかかる検討の結果、平成 23 年 5 月 13 日開催の当社取締役会において、株主総会の決議による株主の皆様のご承認を条件に、原施策を一部見直したうえ継続する内容の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本施策」といいます。）を採用し、併せて本施策導入に関する承認議案を平成 23 年 6 月 29 日開催予定の第 173 回定時株主総会に提出することを、取締役全員の賛成により、以下のとおり決議しましたので、お知らせします。

本施策の原施策からの主要な変更内容は、以下のとおりです。

① 独立委員会は、一定の場合に、当社取締役会に対し取締役会評価期間をその末日の翌日から起算して最大 30 日間延長することを勧告できるものとし、当社取締役会

は、原則としてこれに従うものとしました。（後記第 3.Ⅱ.2.(2)）

② 株券の電子化の施行に合わせて、関連部分を変更しました。

決議にあたっては、当社監査役 5 名（うち 3 名は社外監査役）の全員が出席し、いずれの監査役も、本施策の具体的運用が適正に行われることを条件として本施策に賛同する旨の意見を述べております。

なお、現時点において、当社が特定の第三者から大量取得行為を行う旨の通告又は提案を受けている事実はありません。また、平成 23 年 3 月 31 日現在の当社の大株主の状況は別紙 1「当社の株式の状況」記載のとおりです。

第 1　当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

当社の前身である「小林インキ店」は、明治 29 年（1896 年）に創業いたしました。その後、明治 40 年（1907 年）に「東洋インキ製造株式会社」となり、当社は平成 19 年 1 月 15 日に創立 100 周年を迎えることができました。

創業以来、当社は、お客様や株主の皆様、取引先、地域社会の方々など、多くのステークホルダーに支えられ、印刷インキを核とした企業グループを形成し、高分子関連材料事業、化成品・メディア材料事業等の幅広い事業を通じ、情報・文化の発展に寄与し続けてまいりました。そして、当社はこの創立 100 周年をひとつの節目と考え、平成 5 年に東洋インキグループ 21 世紀ビジョン「TAKE OFF 2007」を制定し、このビジョンを経営戦略の基軸として、グループ連峰経営による企業活動を行っております。その根幹的な方針は、東洋インキグループの経営理念に謳われている「世界にひろがる生活文化創造企業を目指すこと」に集約されます。このビジョンのもと、今後とも中長期的視野に立って、当社グループの総合力を発揮し、更なる発展を図ることが、当社グループの企業価値の向上と株主共同の利益に資することと確信しております。

このように、当社は、当社グループの企業価値と株主共同の利益の向上に努めていく所存ではありますが、最近、わが国においても、対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大規模な株式の買付けを強行するという事例が見られるようになっております。もちろん、当社は、このような大規模買付けであっても株主の皆様や取引先、お客様、地域、社会、社員等のステークホルダーの利益に資するものであれば、一概にこれを否定するものではなく、資本市場のルールに則り株式を買い付ける行為それ自体を否定するものでもありません。

しかし、大規模買付者の行う大規模買付行為は、株主がこれを受け容れて大規模買付行為に応じるか否かを、最終的に株主の判断に委ねるべきものです。大規模買付行為は、それが成就すれば、当社グループの経営に直ちに大きな影響を与える支配権を取得するものであり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しています。しかし、実際には、大規模買付者に関する十分な情報の提供がなくては、株主は、当社グループの企業価値に及ぼす影響を適切に判断することはできません。当社は、大規模買付者から株主の判断に必要かつ十分な情報を提供させること、さらに、大規模買付者の提案する経営方針等が当社グループの企業価値に与える影響を当社取締役会が検討・評価して株主の判断の参考に供すること、場合によっては、当社取締役会が大規模買付行為又は当社グループの経営方針等に関して大規模買付者と交渉又は協議を行い、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替的提案を株主に提示することも必要であると考えています。このような状況の下においては、当社は、大規模買付者による情報提供、当社取締役会による検討・評価といったプロセスを確保するとともに、当社グループの企業価値又は株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付行為に対する対抗措置を準備しておくことも、また当社の取締役としての責務であると考えております。

第２　基本方針の実現に資する取組みの具体的な内容

当社は、創業から今日にいたるまで、事業と製品・サービスを通じて顧客・社員・社会における生活文化の創造に真摯に取り組んでまいりました。更に、当社は、今後の事業活動の発展はもとより、常に社会と共存し、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの更なる満足度向上と信頼を得ることにより、企業価値・株主共同の利益の確保・向上に努めていきたいと考えております。

この基本的な考え方のもと、当社は、平成19年に創立100周年を迎え、平成20年度以降を新しいモノづくりメーカーとして臨む第二世紀と位置づけ、企業価値の最大化を実現するため、平成29年3月期に向けて目指す姿「SCC2017」（Specialty Chemical maker Challenge）を策定しました。

平成20年度から平成22年度の3ヵ年計画「SCC-Ⅰ」を第一ステップとして、以後「SCC-Ⅱ」（平成23～平成25年度）、「SCC-Ⅲ」（平成26～平成28年度）と連鎖する中期経営計画の中で、中長期目標達成に向けた事業戦略を推進し、「世界に役立つスペシャリテ

ィケミカルメーカーとして進化する企業グループ」への成長を目指してまいります。このような中長期的な取組みの過程では、「CS（顧客満足）、ES（社員満足）、SS（社会満足）」の向上、モノづくりにこだわる経営を堅持し、「CSR（コーポレート・ソーシャル・レスポンシビリティ）」の推進や内部統制システムの整備に努めております。そのための施策の一環として、平成 23 年 4 月 1 日に持株会社制へと移行しガバナンス機構を一新しました。これによりグループ全体の企業価値向上、各事業会社の価値創造機能の強化、グループシナジーの発揮に取り組んでまいります。

第 3　基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

Ⅰ．本施策導入の目的について

1．本施策の目的

本施策は、特定株主グループの議決権保有割合を 20%以上とすることを目的とする当社株券等（注1）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権保有割合が 20%以上となる当社株券等の買付行為（取引所有価証券市場における買付け、公開買付け、その他具体的な買付方法の如何を問いませんが、当社取締役会が予め同意したものを除きます。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）が、当社グループの企業価値に重大な影響を及ぼす場合において、上記第 1 に記載した基本方針に沿って当社グループの企業価値を確保し又は向上させるため、大規模買付行為に適切な対応を行うことを目的としております。

ここに、特定株主グループとは、①当社株券等の保有者（注2）及びその共同保有者（注3）、又は②当社株券等の買付け等（注4）を行う者及びその特別関係者（注5）

（注1） 金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等をいいます。以下、同じとします。
（注2） 金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する保有者をいい、同条第 3 項に基づき保有者とみなされる者を含みます。以下、同じとします。
（注3） 金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項に規定する共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下、同じとします。
（注4） 金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。以下、同じとします。
（注5） 金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に規定する特別関係者をいいます。以下、同じとします。

をいい、議決権保有割合とは、特定株主グループが上記①の場合においては当該保有者の当社株券等保有割合（注6）をいい、特定株主グループが上記②の場合においては当該大規模買付者及び当該特別関係者の当社株券等所有割合（注7）の合計をいいます。

２．本施策の必要性

大規模買付者の行う大規模買付行為であっても、株主がこれを受け容れて大規模買付行為に応じるか否かの判断は、最終的に株主の判断に委ねられるべきものであります。しかしながら、大規模買付行為は、それが成就すれば、当社グループの経営に直ちに大きな影響を与えうるだけの支配権を取得するものであり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しております。

にもかかわらず、実際には、大規模買付者に関する十分な情報の提供なくしては、株主が、当該大規模買付行為により当社グループの企業価値に及ぼす影響を適切に判断することは困難であります。当社は、大規模買付者をして株主の判断に必要かつ十分な情報を提供せしめること、さらに、大規模買付者の提案する経営方針等が当社グループの企業価値に与える影響を当社取締役会が検討・評価して株主の判断の参考に供すること、場合によっては、当社取締役会が大規模買付行為又は当社グループの経営方針等に関して大規模買付者と交渉又は協議を行い、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替的提案を株主に提示することも、当社の取締役としての責務であると考えております。

さらに、近時の日本の資本市場と法制度の下においては、当社グループの企業価値又は株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような大規模買付行為がなされる可能性も、決して否定できない状況にあります。当社は、「人間尊重の経営」を経営哲学とし、また、「当社グループが世界にひろがる生活文化創造企業を目指すこと」を経

（注6） 金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に規定する株券等保有割合をいい、当該保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。なお、株券等保有割合の算出にあたり、発行済株式の総数（金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に規定する発行済株式の総数をいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

（注7） 金融商品取引法第 27 条の 2 第 8 項に規定する株券等所有割合をいいます。なお、株券等所有割合の算出にあたっては、総議決権の数（金融商品取引法第 27 条の 2 第 8 項に規定する総議決権の数をいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

営理念にかかげております。そして、その実現のために、お客様に信頼と満足を高める知恵を提供する（ＣＳ）、多様な個の夢の実現を尊重する（ＥＳ）、地球や社会と共生し、よき市民として活動する（ＳＳ）を行動指針として定め、お客様の真のニーズにあった付加価値の高い、安全で環境にやさしく、高品質な製品・システム・サービスを適切な価格で必要なときに提供し続け、企業価値・株主共同の利益を、今後とも確保・向上させてまいります。しかし、これらが当社株式の大量買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社グループの企業価値・株主共同の利益は毀損させられることになります。かかる状況の下においては、当社は、大規模買付者による情報提供、当社取締役会による検討・評価といったプロセスを確保するとともに、当社グループの企業価値又は株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付行為に対する対抗措置を準備しておくことも、また当社の取締役としての責務であると考えております。

そこで、当社は、かかる見解を具体化する施策として、大規模買付者が従うべき一定の情報提供等に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）、並びに、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合又は大規模買付行為によって当社グループの企業価値が毀損される場合に当社がとりうる対抗措置（以下「大規模買付対抗措置」といいます。）について、その要件及び内容を予め設定するに至ったものであります。

Ⅱ．本施策の内容について

１．本施策の概要

本施策は、大規模買付者が従うべき大規模買付ルール（後記 2.）と、大規模買付行為に対して当社がとりうる大規模買付対抗措置（後記 3.）から構成されております。

本施策においては、まず、大規模買付ルールとして、大規模買付者に対し、株主及び当社取締役会による判断のための情報提供（後記 2.(1)）と、当社取締役会による検討・評価の期間の付与（後記 2.(2)）を要請しております。

本施策においては、次に、当社取締役会が、大規模買付対抗措置として、会社法その他の法令及び当社定款によって認められる相当な対抗措置の発動を決議しうることを前提とし（後記 3.(1)）、その発動の要件として、大規模買付者が大規模買付ルール

を遵守しない場合又は大規模買付行為によって当社グループの企業価値若しくは株主共同の利益が著しく毀損される場合に限定し（後記 3.(2)）、その発動の手続として、当社取締役会から独立した者によって構成される独立委員会の意見を最大限尊重することといたしました（後記 3.(3)）。

２．大規模買付ルール

(1) 取締役会に対する情報提供

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対し、株主の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報を書面で提供していただきます。これは、当該大規模買付行為に関し、株主が適切な判断を行い、かつ当社取締役会が適切な検討・評価を行うことを目的としております。

まず、大規模買付者には、大規模買付行為を行おうとするに際し、当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称又は商号、主たる事務所又は本店の所在地、代表者の氏名、国内連絡先、設立準拠法（外国法人の場合）及び提案する大規模買付行為の概要（大規模買付者が大規模買付行為により取得を予定する当社株券等の種類及び数、並びに大規模買付行為の目的の概要（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為後の当社株券等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等（注8）を行うことその他の目的がある場合にはその旨及び概要。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。）を含みます。）を明示し、大規模買付ルールを遵守する旨を誓約した日本語で記載された大規模買付意向表明書（以下「意向表明書」といいます。）を提出していただきます。

これに対し、当社取締役会は、かかる意向表明書の受領後 10 営業日（注9）以内に、大規模買付者に対し、大規模買付者に意向表明書に補充して提供していただきたい情報のリストを、意向表明書記載の国内連絡先宛に送付します。補充して提供していただくことを予定している情報の一般的項目は、次の各号のとおりです。なお、大規模買付者が、次に掲げる情報の一部について提供することができない場合には、当社は、大規模買付者に対して、当該情報を提供することができない理由を具体的に示して頂くよう求めます。

（注8） 金融商品取引法第 27 条の 26 第 1 項に規定する重要提案行為等をいいます。以下、同じとします。

なお、当社は、大規模買付者から意向表明書が当社に提出された場合には、当該事実を公表いたします。

① 大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）の概要（沿革、役員構成、主要業務、主要株主、グループ組織図、直近3ヵ年の有価証券報告書又はこれに相当する書面、連結財務諸表を含む。）

② 大規模買付行為の目的（意向表明書において開示していただいた目的の具体的内容）及び具体的内容（大規模買付行為の適法性に関する意見を含む。）

③ 大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）の当社株券等保有割合、保有株券等の数及び直近6ヶ月間の当社株券等の買付状況

④ 大規模買付行為における当社株券等の取得価格の算定根拠、取得資金の裏付け、並びに資金調達の具体的内容及び条件

⑤ 大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）が当社グループの経営権を取得した場合における、経営方針、経営計画、事業計画、財務政策、資本政策、配当政策、経営権取得後3年間の経営・財務諸表の目標数値及び算出根拠、並びに役員候補者及びその略歴

⑥ 大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）と当社グループの主要取引先との間の従前の取引関係及び競合関係

⑦ 大規模買付行為実行後における、大規模買付者のグループ内における当社グループの役割

⑧ 当社グループの従業員、主要取引先、顧客、地域社会その他の当社グループの利害関係者との関係について、大規模買付行為実行後に予定する変更の内容

⑨ 現金以外の対価をもって大規模買付行為を行う場合における対価の価額に関する情報

⑩ 大規模買付者が提供する意向表明書及び意向表明書を補充する情報を記載した書面の記載内容が重要な点において真実かつ正確であり、重要な事実につき誤解を生ぜしめる記載又は記載の欠落を含まない旨の、責任者による宣誓

⑪ 純投資又は政策投資を大規模買付行為の目的とする場合には、大規模買付行為の後の当社株券等の保有方針、売買方針その他の投下資本の回収方針及び議決

（注9） 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下、同じとします。

権の行使方針並びにそれらの理由

⑫ 重要提案行為等を行うことを大規模買付行為の目的とする場合又は大規模買付行為の後に重要提案行為等を行う可能性がある場合には、当該重要提案行為等の目的、内容、必要性及び時期並びにいかなる場合において当該重要提案行為等を行うかに関する情報

⑬ 大規模買付行為後、当社株券等をさらに取得する予定がある場合には、その旨及び理由

⑭ 大規模買付行為後、当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合には、その旨及び理由

⑮ 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡が存在する場合には、その目的及び内容並びに当該第三者の概要

⑯ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策

大規模買付者には、当社取締役会が送付した情報リストに従い、意向表明書を補充する情報を、書面にて提供していただきます。大規模買付者が提供した情報がなお不十分であると認められる場合は、当社取締役会が、大規模買付者に対し、追加的に情報の提供を求めることがあります。但し、当社取締役会が大規模買付者に対して請求することができるのは、当該大規模買付行為の是非に関し、株主が適切な判断を行い、当社取締役会が適切な検討・評価を行うために必要かつ十分な範囲に限定されるものとします。また、大規模買付者が提出した意向表明書及びこれを補充する情報（以下「大規模買付者提供情報」といいます。）は、株主の判断に必要かつ適切と認められる範囲において、必要かつ適切と認められる時点で、その全部又は一部を開示いたします。

また、当社は、大規模買付者による大規模買付者提供情報の提供が完了したと当社取締役会において合理的に判断されるときには、その旨を大規模買付者に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

(2) 取締役会における検討及び評価

次に、大規模買付者には、上記(1)に基づく情報提供完了通知を当社が行った日の翌日から起算して、大規模買付行為の評価の難易等に応じて、60 日間（大規模買付行為

が、対価を現金のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）又は 90 日間（その他の大規模買付行為の場合）（以下「取締役会評価期間」といいます。）が経過するまでは、大規模買付行為を行わないこととしていただきます。これは、株主共同の利益のため、当社取締役会に、大規模買付者提供情報の検討及び評価、大規模買付者との交渉及び協議、大規模買付行為に関する意見形成、株主に対する代替的提案の作成及び提示等を行う機会を与えていただくためです。なお、後記(3)(ⅱ)②に記載する場合には、独立委員会は、当社取締役会に対し取締役会評価期間をその末日の翌日から起算して最大 30 日間延長することを勧告できるものとし、当社取締役会は、原則として従うものとします。但し、当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合には、決議された具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由を速やかに開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間（延長された場合の延長期間を含みます。以下、同じとします。）中、外部専門家等の助言を受けながら、大規模買付者提供情報の検討及び評価を行い、当該大規模買付行為又は当該大規模買付者の提案に係る経営方針等に関して、独立委員会の勧告を最大限尊重し、大規模買付対抗措置発動の是非について決議します。必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉及び協議を行い、当社取締役会として、株主に対し、当社グループの経営方針等についての代替的提案を提示することもあります。

(3) 独立委員会

(ⅰ) 独立委員会の設置及び構成

当社は、本施策の導入にあたり、大規模買付対抗措置の発動等に関する当社取締役会の判断の客観性及び合理性を担保するため、別紙 2「独立委員会の概要」に定める内容の当社取締役会から独立した者によって構成される独立委員会を設置します。本施策導入に当たって予定している独立委員会の委員の氏名及び略歴は、別紙 3「独立委員会の略歴」に記載のとおりです。独立委員会に関する詳細は、本施策に定めるほか、当社取締役会において定める独立委員会規則によるものとします。

(ⅱ) 独立委員会の勧告

独立委員会は、当社取締役会の諮問に基づき、当社取締役会による評価、分析結果及び外部専門家の意見を参考にし、また、自らの判断に必要であると認める情報等を外部の第三者から入手、検討して、以下の事項について勧告を行います。

① 大規模買付者が提供する情報の十分性

独立委員会は、大規模買付者からの大規模買付者提供情報の提供が完了したと当社取締役会が判断するまでの期間に、大規模買付者が当社に提供した情報が、大規模買付者提供情報として十分であるかについて検討し、その結果を当社取締役会に勧告します。

② 取締役会評価期間の延長

独立委員会は、独立委員会が取締役会評価期間内に後記③又は④に記載する勧告を行うことができない等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に大規模買付対抗措置の発動又は不発動の決議を行えないと判断した場合には、当社取締役会に対し、30 日間を上限として、当該大規模買付行為の評価又は検討、大規模買付者との交渉及び協議等に必要と判断される合理的な範囲で取締役会評価期間を延長すること、当該延長期間内に独立委員会が行う大規模買付対抗措置に係る勧告を受けたうえで大規模買付対抗措置の発動又は不発動の決議を行うこと等を勧告します。

③ 大規模買付者による大規模買付ルール遵守の有無及び大規模買付対抗措置の発動の是非について

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しているか（後記3.(2)①）について検討してその結果を当社取締役会に勧告します。大規模買付ルールを遵守していない旨の勧告を行う場合には、併せて大規模買付対抗措置の発動の是非について当社取締役会に対して勧告します。独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していないと判断した場合であっても、大規模買付対抗措置を発動することが相当でないと判断した場合は、大規模買付対抗措置を発動すべきでない旨の勧告を行うことがあります。

④ 大規模買付対抗措置の発動要件を具備しているか及び大規模買付対抗措置の発動の是非について

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していると判断した

場合に、大規模買付行為が大規模買付対抗措置の発動要件（後記 3.(2)②）を具備しているかについて検討してその結果を当社取締役会に勧告します。大規模買付行為が大規模買付対抗措置の発動要件を具備している旨の勧告を行う場合には、併せて大規模買付対抗措置の発動の是非について当社取締役会に対して勧告します。独立委員会は、大規模買付行為が大規模買付対抗措置の発動要件を具備していると判断した場合であっても、大規模買付対抗措置を発動することが相当でないと判断した場合は、大規模買付対抗措置を発動すべきでない旨の勧告を行うことがあります。

以上の他、当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項及び独立委員会が当社取締役会に諮問すべきと考える事項について勧告します。

独立委員会は、独立委員会が大規模買付対抗措置の発動の是非を勧告し、当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議し又は不発動を決定した後であっても、勧告の前提となった事実関係に変動が生じたことなどにより、すでに行った勧告の内容が相当でなくなった場合はいつでも、すでに行った勧告を撤回し、又はすでに行った勧告と異なる新たな勧告を行うことができるものとします。

３．大規模買付対抗措置

(1) 大規模買付対抗措置の内容

大規模買付者が大規模買付ルールに定める手続に従うことなく大規模買付行為を行った場合等、後記(2)に述べる一定の大規模買付対抗措置の発動の要件をみたす場合は、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、新株予約権の発行等、会社法その他の法令及び当社定款によって認められる相当な大規模買付対抗措置を決議することができるものとします。

具体的な大規模買付対抗措置として株主に対する無償割当の方法によって発行される新株予約権の概要は、別紙 4「新株予約権の募集事項の概要」に定めるとおりとします。この新株予約権には、一定割合以上の議決権保有割合の特定株主グループに属さないことなどの行使条件及び当社が特定株主グループ以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項を付する場合があります。なお、機動的に新

株予約権の発行ができるよう、新株予約権の発行登録書を提出する場合があります。

(2) 大規模買付対抗措置の発動の要件

当社取締役会が、具体的な大規模買付対抗措置の発動を決議することができるのは、次の各号に定める要件を具備する場合に限るものとします。

① 大規模買付者が意向表明書を当社代表取締役に提出することなく大規模買付行為を行った場合、大規模買付者が当社取締役会の求める情報を提供することなく大規模買付行為を行った場合、大規模買付者が取締役会評価期間が経過する前に大規模買付行為を行った場合、その他大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合は、当社取締役会は、大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとします。

② 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合は、当社取締役会が、大規模買付者提供情報の内容を検討・評価した結果、当該大規模買付行為に反対の意見を有するに至ったときでも、当該大規模買付行為につき反対意見を表明し、又は当社グループの経営方針等について当社取締役会としての代替的提案を提示することはあっても、原則として大規模買付対抗措置の発動を決議しないものとします。

但し、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合であっても、大規模買付行為が当社グループの企業価値又は株主共同の利益を著しく毀損すると独立委員会が判断し、大規模買付対抗措置を発動すべきとの勧告がなされたときは、原則として、当社取締役会は相当な大規模買付対抗措置の発動を決議するものとします。なお、その場合でも大規模買付対抗措置を発動することが相当でないと当社取締役会が判断した場合は、大規模買付対抗措置を発動しない可能性があります。具体的には、次の各号のいずれかの類型に該当する場合には、当社グループの企業価値又は株主共同の利益を著しく毀損する大規模買付行為に該当するものと考えます。

(ⅰ) 当該大規模買付行為又は経営権取得の目的が、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株券等を会社関係者に引き取らせることにある場合（いわゆるグリーンメイラーの場合）

(ⅱ) 当該大規模買付行為又は経営権取得の目的が、主として、当社グループの事業経営上必要な不動産、動産、知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、

主要取引先、顧客等その他の当社グループの資産を当該大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）に移譲させること（いわゆる焦土化経営）にある場合

(iii) 当該大規模買付行為又は経営権取得の目的が、主として、当社グループの資産の全部又は重要な一部を当該大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）の債務の担保や弁済原資として流用することにある場合

(iv) 当該大規模買付行為又は当社グループの経営権取得の目的が、主として、会社経営を一時的に支配して、当社グループの所有する不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、又は一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って株券等の高価売り抜けをすることにある場合

(v) 最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付けを行うなど、株主に当社株式の売却を事実上強要するおそれのある買付行為（いわゆる強圧的二段階買収）である場合

(vi) 大規模買付者による支配権取得及び支配権の取得後における当社グループの顧客、従業員その他の利害関係者の処遇方針等により、当社の株主はもとより、顧客、取引先、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社グループの企業価値を著しく毀損する恐れがある又は当社グループの企業価値の維持及び向上を妨げる重大な恐れがあると客観的、合理的な根拠をもって判断される場合

(vii) 買付けの条件（対価の価額・種類、買付の時期、買付方法の適法性、買付実行の実現可能性、買付後における当社グループの従業員、取引先、顧客その他の利害関係者の処遇方針等を含む。）が当社グループの企業価値の本質に鑑み著しく不十分又は不適当な買付である場合

(3) 大規模買付対抗措置の発動の手続

当社取締役会は、具体的な大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたっては、当社取締役会の判断の客観性及び合理性を担保するため、外部専門家等の助言も受けつ

つ、独立委員会の意見、勧告を最大限尊重し、以下の手順により大規模買付対抗措置の発動の是非について決議を行うものとします。この場合、当社は当該決議の概要を公表するものとします。

① 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

当社取締役会は、原則として、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しておらず、大規模買付対抗措置を発動すべき旨の独立委員会による勧告がされた場合に、大規模買付対抗措置を決議することができるものとします。但し、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していないことが客観的に明白であり、独立委員会による勧告が行われた後に大規模買付対抗措置を発動することとすると当社又は株主に著しい不利益が生じる場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告がなくても、大規模買付対抗措置を決議することができるものとします。

② 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

当社取締役会は、独立委員会により、大規模買付行為が前記(2)②但し書き各号の要件を具備し、大規模買付対抗措置を発動すべき旨の勧告がなされた場合は、大規模買付対抗措置を決議することができるものとします。

また、当社取締役会は、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉及び協議を行い、当社取締役会として、株主に対し、当社グループの経営方針等についての代替的提案を提示することもあります。

但し、当社取締役会は、一旦、新株予約権の無償割当の実施を決議した後に、以下のいずれかの事由に該当するとの独立委員会の勧告があった場合は、当該新株予約権の行使期間開始日の前日までの間は、（無償割当効力発生前においては）新株予約権の無償割当を中止し、又は（無償割当の効力発生後においては）新株予約権を無償にて取得する旨の決議を行うことができるものとします。

(ⅰ) 大規模買付者が大規模買付を撤回した場合その他大規模買付行為が存しなくなった場合

(ⅱ) 事実関係等に変動が生じ、大規模買付者による大規模買付行為が上記(2)②但し書き各号の要件のいずれにも該当しないか、又は該当しても新株予約権の無償割当を行うことが相当でない場合

４．本施策の有効期間並びに廃止及び変更

本施策は、平成 23 年 6 月開催予定の当社定時株主総会において、議案として諮り、出席株主の皆様の過半数の賛成を得る予定であり、有効期間は、平成 26 年 6 月開催予定の当社の定時株主総会終結時までとします。

また、本施策の有効期間満了前であっても、当社取締役会は、当社グループの企業価値及び株主共同の利益確保又は向上の観点から、関係法令の整備等の状況を踏まえ、本施策を委任の趣旨に反しない範囲で当社取締役会において随時修正・見直し（本施策に関する法令・証券取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、株主に不利益を与えない場合を含む。）をすることができるものとし、また当社の株主総会で選任された取締役から構成される当社取締役会において本施策を廃止する旨の決議が行われた場合には、本施策は廃止されるものとします。当社は、本施策を廃止又は変更した場合は、速やかに当該事実を公表します。

５．法令の改正等による修正

本施策で引用する法令の規定は、平成 23 年 5 月 13 日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設又は改廃の趣旨を考慮のうえ、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

Ⅲ．本施策が株主及び投資家に及ぼす影響について

１．大規模買付ルールが株主及び投資家に及ぼす影響

大規模買付ルールは、大規模買付者が大規模買付行為を行うにあたって従うべきルールを定めたものにとどまり、導入時において新株予約権その他の株券等を発行するものではありませんので、株主及び投資家の権利利益に影響を及ぼすものではありません。

大規模買付ルールは、株主をして、必要かつ十分な情報をもって大規模買付行為に

ついて適切な判断をすることを可能ならしめるものであり、当社の株主共同の利益に資するものと考えます。

なお、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより、大規模買付行為に対する当社の対応が異なる可能性がありますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向に御注意ください。

２．大規模買付対抗措置の発動が株主及び投資家に及ぼす影響

大規模買付対抗措置を発動した場合でも、当該大規模買付行為に係る特定株主グループの株主には、その法的権利又は経済的利益に損失を生ぜしめる可能性がありますが、それ以外の株主の法的権利又は経済的利益には格別の損失を生ぜしめることは想定しておりません。当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議した場合は、法令及び証券取引所規則に従って、適時に適切な開示を行います。

大規模買付対抗措置として株主に対する無償割当の方法によって新株予約権の発行がなされる場合は、当社取締役会で定めて公告する基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式数に応じて新株予約権が割り当てられます。また、新株予約権の行使に際しては、株主には、新株を取得するために、所定の期間内に一定の金額の払込みを行っていただく必要があり、かかる手続を行わない場合は、当該株主の議決権保有割合が希釈化することになります。但し、当社が新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することができるとの取得条項が定められた場合において、当社が取得の手続を取ったときは、取得の対象となる新株予約権を保有する株主は、金銭を払い込むことなく当社株式を受領することになります（なお、この場合、かかる株主には、別途、特定株主グループに属する者でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。）。

なお、大規模買付対抗措置として新株予約権の無償割当を実施することを決議した場合であって、新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後において、上記Ⅱ.3.(3)において定められる手続きにより、当社取締役会が、新株予約権の無償割当を中止し、又は無償割当された新株予約権を無償で取得する場合には、結果として１株当たりの株式の価値の希釈化は生じないため、新株予約権の無償割当の対象となる株主が確定した後に売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

第 4　上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

１．基本方針の実現に資する取組み（上記第 2 の取組み）について

第 2 に記載した企業価値の向上のための取組みは、当社グループの企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。したがって、これらの取組みは、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

２．基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記第 3 の取組み）について

(1) 本施策が基本方針に沿うものであること

本施策は、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かについて株主が適切に判断し、また、当社取締役会が株主に代替案を提案するために必要な情報や時間を確保し、株主のために大規模買付者と協議若しくは交渉を行うことを可能とすることにより、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を確保するためのものであり、基本方針に沿うものです。

(2) 本施策が株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由から、本施策は、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(i) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的

前記第 3- I に述べたとおり、本施策は、株主をして大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断を可能ならしめ、かつ当社グループの企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付者が従うべき大規模買付ルール、並びに当社が発動しうる大規模買付対抗措置の要件及び内容を予め設定するものであり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益

の確保及び向上を目的とするものです。

また、前記第 3-Ⅱに述べた大規模買付ルールの内容並びに大規模買付対抗措置の内容及び発動要件は、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上という目的に照らして合理的であり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上に資するような大規模買付行為までも不当に制限するものではないと考えます。

(ⅱ) 事前開示

本施策における大規模買付ルールの内容並びに大規模買付対抗措置の内容及び発動要件は、いずれも前記第 3-Ⅱにおいて具体的かつ明確に示したところであり、株主、投資家及び大規模買付者にとって十分な予見可能性を与えるものであると考えます。

(ⅲ) 株主意思の反映

前記第 3-Ⅱ.4 に述べたとおり、本施策は、平成 23 年 6 月開催予定の当社定時株主総会に議案として提出し、出席株主数の過半数の賛成を得た上で導入することが予定されています。また、有効期間満了前であっても、当社取締役会の決議によって、廃止又は変更することができます。

したがって、本施策の導入、継続、廃止又は変更の是非の判断には、株主総会決議を通じて株主の意思が反映されるものと考えます。

(ⅳ) 取締役会の判断の客観性・合理性の確保

本施策においては、前記第 3-Ⅱ.3.(2)のとおり、大規模買付対抗措置の発動の要件として、客観的かつ明確な要件を定めており、発動の要件に該当するか否かの判断に当社取締役会の恣意的判断の介入する余地を可及的に排除しております。

また、本施策においては、前記第 3-Ⅱ.3.(3)のとおり、大規模買付対抗措置の発動の手続として、当社取締役会から独立した独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当社取締役会の恣意的な判断を排除しております。

したがって、本施策においては、当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたり、その判断の客観性・合理性を担保するための十分な仕組みが確保されているものと考えます。

(ⅴ) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本施策は、経済産業省及び法務省が平成 17 年 5 月 27 日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しています。また、本施策は、企業価値研究会が平成 20 年 6 月 30 日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」に適合しています。

(vi) デッドハンド型買収防衛策ではないこと

第 3-Ⅱ.4 の「本施策の有効期間並びに廃止及び変更」に記載しましたとおり、本施策は、当社株券等を大量に買い付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により廃止することができるものとされており、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

以上

別紙 1

当社の株式の状況（平成 23 年 3 月 31 日現在）

【発行可能株式総数】　800,000,000 株

【発行済株式総数】　303,108,724 株

（うち自己株式　4,711,810 株）

【株主数】　18,144 名

【大株主の状況】

株主名	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式数の割合
凸版印刷株式会社	68,234 千株	22.51％
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	18,459 千株	6.08％
サカタインクス株式会社	14,595 千株	4.81％
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	13,256 千株	4.37％
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	9,404 千株	3.10%
株式会社日本触媒	8,306 千株	2.74％
東洋インキ従業員持株会	5,721 千株	1.88%
株式会社三菱東京 UFJ 銀行	5,366 千株	1.77％
株式会社みずほ銀行	5,365 千株	1.77％
東京書籍株式会社	5,326 千株	1.75％

別紙 2

独立委員会の概要

1. 独立委員会の設置

当社取締役会の決議により設置される。

2. 委員の選任

(1) 3 名以上 5 名以下とし、業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役及び社外監査役の中から、当社取締役会が選任する。

(2) 上記(1)に定めるほか、当社取締役会は、業務執行を行う経営陣から独立している社外の有識者を委員として選任することができる。但し、当該有識者は、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者、又はこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社との間で委任にかかる契約を締結した者でなければならない。

3. 委員の任期

選任の時から 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。

4. 独立委員会の権限

(1) 委員会は次に掲げる事項について決定し、またその決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に勧告する。

① 大規模買付者が提供する情報が十分なものであるか

② 取締役会評価期間を延長すべきか

③ 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しているか

④ 大規模買付対抗措置の発動要件を満たしているか

⑤ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が委員会に諮問した事項

(2) 委員会は、前項各号のほか、次に掲げる事項を行う。

① 大規模買付者及び当社取締役会から提供された情報・資料等の内容の検討・評価

② 当社取締役会に対する代替案の提出の要求及び代替案の検討・評価

③ 前各号のほか、当社取締役会が、委員会が行う事ができると定めた事項

(3) 委員会は、次に掲げる事項につき当社取締役会に指示することができる。

① 大規模買付者から提供された情報が本施策にて定める「大規模買付者提供情報」として不十分であると判断した場合の大規模買付者に対する追加的な情報提供の要求

② 大規模買付行為の提案があった事実及び大規模買付者から提供された情報の全部又は一部の公表に関する意見

③ 大規模買付者から提供された情報が「大規模買付者提供情報」として十分であると認めた場合の公表

④ 大規模買付行為に関する条件の改善における大規模買付者との交渉

(4) 委員は、前三項に定める事項を行うにあたり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら委員の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

5. 審議の方法

(1) 委員会の決議は、原則として、委員のうち全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。但し、やむを得ない事由がある時は、委員の３分の２以上が出席し、その過半数をもってこれを行うことができる。なお、可否同数の場合には、議長の決裁によりこれを決することができる。

(2) 委員会の議事につき特別の利害関係を有する委員は、その決議に参加することができない。

6. 勧告の効力

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して、大規模買付対抗措置発動の是非等について判断するものとする。

以上

別紙 3

独立委員会委員の略歴

1. ［氏名］　青山　正明　（あおやま　まさあき）

［略歴］　平成　９年　３月　東京高等裁判所判事（部統括）

平成１２年　８月　福岡高等裁判所長官

平成１４年１１月　弁護士登録（第二東京弁護士会）（現在に至る）

平成１６年　４月　桐蔭横浜大学法科大学院客員教授

2. ［氏名］　甘利　公人　（あまり　きみと）

［略歴］　平成　４年　４月　熊本大学法学部教授

平成　９年　４月　上智大学法学部教授（現在に至る）

平成１４年　４月　（財）自賠責保険・共済紛争処理機構紛争処理委員（現在に至る）

3. ［氏名］　飯塚　孝　（いいづか　たかし）

［略歴］　昭和３８年　４月　東京弁護士会登録（現在に至る）

平成１１年　４月　東京弁護士会会長

平成１１年　４月　日本弁護士連合会副会長

平成１１年　６月　当社社外監査役（現在に至る）

注１：飯塚孝氏は会社法第２条第１６号に規定される社外監査役です。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以上

別紙 4

新株予約権の募集事項の概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主及びその割当条件

当社取締役会で定めて公告する基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式（但し、当社の保有する当社普通株式を除く。）1 株につき 1 個の割合で新株予約権を割り当てる。

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数は 1 株とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 割り当てる新株予約権の総数

割り当てる新株予約権の総数は、法令及び定款上許容される数を上限として、当社取締役会が定める数とする。当社取締役会は、割り当てる新株予約権の総数がこの上限を超えない範囲で、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

4. 新株予約権の払込金額

無償とする。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 円以上で当社取締役会が定める額とする。

6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

7. 新株予約権の行使期間

新株予約権の行使期間については、当社取締役会において別途定めるものとする。

8. 新株予約権の行使条件

①特定大量保有者（注10）、②特定大量保有者の共同保有者、③特定大量買付者（注11）、④特定大量買付者の特別関係者、若しくは⑤これらの①ないし④の者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、又は⑥これら①ないし⑤に該当する者の関連者（注12）（以下、①ないし⑥に該当する者を総称して「非適格者」といいます。）は、新株予約権を行使することができないものとする。その他新株予約権の行使条件の詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

9. 取得条項

当社は、新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得する事が適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての新株予約権を無償で取得することができるものとする。

当社は、当社取締役会が別に定める日において、非適格者以外の者が有する新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の新株予約の全て

（注10）「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が 20%以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいう。但し、その者が当社株券等を取得・保有することが当社グループの企業価値ひいては株主の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととする。

（注11）「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等をいい、以下本脚注において同じ。）の買付け等を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずる者として金融商品取引法施行令第 7 条第 1 項に定めるものを含む。）に係る株券等の株券等所有割合（その算出にあたっては、総議決権の数（金融商品取引法第 27 条の 2 第 8 項に規定する総議決権の数をいう。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとする。）がその者の特別関係者の株券等の所有割合と合計して 20%以上となる者、又はこれに該当することとなると当社取締役会が認めるものをいいます。但し、その者が当社株券等を取得・保有することが当社グループの企業価値ひいては株主の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととする。

（注12）ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めたものをいう。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第 3 条第 3 項）をいう。

を取得し、これと引換えに、新株予約権1個につきその対象となる株式数の当社株式を交付することができるものとする。

10. 新株予約権証券

新株予約権に係る新株予約権証券は、発行しないものとする。

以上